

貸与奨学金

2022年度 第一種奨学金
第二種奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、内容を理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に
知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「 人的保証 」（父母及び親族などが保証）の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
2. 「 機関保証 」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 になります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの 提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、 振込済奨学金の全額を返金しなければなりません 。※確認書裏面【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります 。※確認書裏面【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振り込むことができません 。※確認書裏面【振込】（11）（12）	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「 定額返還方式 」か「 所得連動返還方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【返還方式】（1）～（3）	●	
8. 第一種奨学金と給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する授業料減免を受けているときは、第一種奨学金の貸与額が増額又は減額されることがあります。※確認書裏面【月額の変更】（14）	●	
9. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】（15）～（17）	●	
10. 学業成績不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります 。※確認書裏面【貸与中の手続等】（21）	●	
11. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります 。返還を延滞すると、 延滞金が課されます 。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●
12. 返還が難しい時は、願い出により 月々の返還額を1/2または1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度 を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。※確認書裏面【その他手続等】（15）（16）		●
13. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、 連帯保証人（父または母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求 する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●



●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2022年4月10日

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d～fの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※外国籍の人でb～f以外の在留資格「家族滞在」等）の人は貸与の対象とはなりません。

学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号
日本学生支援大学		経済	経済	123456
本 学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程	〒162-0000	電話番号(自宅) (携帯)	03(0000)0000 080(0000)9999
フリガナ	ショウバク タロウ	現住所 東京都新宿区市谷本村町10-7		
人 氏 名	漢 字 奨学太郎	生年月日	昭和(平成)14年5月1日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格	a 日本国籍	b 法定特別永住者	c 永住者	d 定住者(永住の意思がある者に限る)
【該当を○で囲む】 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)				

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
 (個人情報情報の利用・登録等)
 1. 私は、奨学金の返済が滞りした後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与取引上の判断(返済能力又は転居先の調査を含む)。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る。のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不著の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
 3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
 ①機構が加盟する個人情報情報機関: 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/poic/>
 ②同機関と提携する個人情報情報機関
 ・ 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・ 株式会社アイ・シー <https://www.icc.co.jp>
 (代位弁済後の情報提供について)
 4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。
添付書類は選択する保証制度により異なります。
保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確認し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

※必ず各自が記入してください。

本 人	学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号									
	学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程				電話番号(自宅) () (携帯) ()								
	フリガナ			現 住 所										
	氏 名	漢 字												
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】			a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月）	生年月日		昭和・平成		年	月	日	性別(任意)	男	・	女

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

【個人情報同意条項】機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
②同機関と提携する個人情報情報機関
・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>
(代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- [illegible]

【保証】

- [illegible]

【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】

- [illegible]

【貸与期間の取扱い】

- [illegible]

【申込資格】

- (10) 英字名等の貸与を受けることのできる者等は、日本国籍を持つ者、外国籍の者、うち次のいずれかに該当する者とします。
イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在する者
ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）表第2の永住者、日本人の配偶者又は永住者の配偶者等在留資格をもって本邦に在留する者
エ 同表の定住者等の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学中の学校の長が認めたもの

【振込】

- (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信託銀行のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分又は3月分を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学に当り一括して基本月額の振込先として設けられた奨学金名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 平得の第でにす。第す第律基額ののにの性定構
 所額 かです
 (14) 更 法にる性定構

【利率の算定方

- (15) 第一種奨学金は、おれぞれ入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従つて以下のとおり定められます。
- ② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還されるまで適用されます。（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援機構（以下、「機構」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。）
- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後5年経過期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を指定されている期間を除く）に、各時点での財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。）
- (16) 第二種奨学金においては入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の第一・歯学部を有する場合は歯医学部を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額又は増額月額における基本月額を加重平均して決定します。
- 第二種奨学金は、増額月額に係る利率が加重平均して決定します。
- 第二種奨学金は、増額月額に係る基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従つて以下のとおり定められます。

(17) 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が「し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

- [illegible]

【貸与中の手続等】

- (18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続賞与の適格認定を受けなければなりません。
- (19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしななければならないとします。
ア 休学・復学、転学、編入学、留學（休学）又は退學したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学金を辞退するときは。以上各号に掲げる事由が生じた場合は、速やかに在学学校長を経た上で機構へ届出しなければならない。
- (20) 奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
- (21) 奨学生は在学学校長の事務上、該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付停止期間短縮又は廃止となります。
ア 休学した場合、長期欠席となるとき。
イ 傷病などにより修業上の見込がないとき。
ウ その他成績不振や品行不良等によって不適当であると認められたとき。
エ 奨学生の他の処分を受けたことによる停学または退学となったとき。
オ 奨学生が在学中の他処分を受ける学籍を失ったとき。
カ 奨学金の申込み時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入れ・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (22) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることもできます。
- (23) 奨学金の交付を中止又は停止された場合、その理由がなくなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- [illegible]

【その他手続等】

- (13) 貸学金の貸付終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき、は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等が変更があったときは、速やかに機構に届け出なければならない。また、機構又は本人が最後の届け出のあった氏名、住所に発送した通知又は通知書類が延滞又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難、失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひにより減額・返済(1回当たり)の割賦金を2分の1または3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう)を適用することがあり得る。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難、失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することがあります。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければならない。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (19) 大学で学修したとき、種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたことを機構が認定したときは、貸付期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (20) 本人が免除金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認めるところに限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。
- 【個人番号の利用】
- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものと、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとす

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の規程の定めによります。